

経験証明書を提出していないものを除く。)にあっては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあってはこれを証する書面)若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

(2) 受験に関する書類の受付期間、提出場所等  
ア 受験に関する書類は、6の(1)において別に定めるものを除き、令和5年9月7日(木曜日)から令和5年10月6日(金曜日)までの間に、試験センターに提出すること。  
イ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留により、令和5年10月6日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

エ 過去の精神保健福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であって、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込をすることができる。インターネットによる受験申込は、令和5年9月7日(木曜日)から令和5年10月6日(金曜日)までの間に、試験センターのホームページより申込手続を行ったものに限り受け付ける。

なお、初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込をすることができない。

オ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料  
ア 受験手数料は、精神保健福祉士のみ受験する者は24,140円、社会福祉士を同時に受験する者は19,520円、精神保健福祉士と社会福祉士の共通科目免除者は18,820円とし、該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4) 受験票の交付 受験票は、令和5年12月8日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

7 合格基準の考え方 次の2つの条件を満たした者を試験の合格者とする。

(1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の16科目群(施行規則第6条の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあっては5科目群)の各科目群すべてにおいて得点のあった者であること。

- ①精神疾患とその治療 ②精神保健の課題と支援 ③精神保健福祉相談援助の基盤 ④精神保健福祉の理論と相談援助の展開 ⑤精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム ⑥人体の構造と機能及び疾病 ⑦心理学理論と心理的支援 ⑧社会理論と社会システム ⑨現代社会と福祉 ⑩地域福祉の理論と方法 ⑪福祉行政と福祉計画 ⑫社会保障 ⑬障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑭低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑮保健医療サービス ⑯権利擁護と成年後見制度

8 合格者の発表

(1) 試験の合格者は、令和6年3月5日(火曜日)午後、試験センターのホームページ上にその受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、精神保健福祉士国家試験合格証書を令和6年3月8日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

(3) 5の(1)から(11)までに該当する者で、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出したものについては、令和6年3月31日(日曜日)までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。令和6年4月12日(金曜日)までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込に必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込に必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引の必要数(「精神保健福祉士受験の手引〇人分請求」と記載すること。)を明記して試験センターに申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込を行う場合は、受験の手引等がなくても申し込むことができる。

10 その他

(1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

(2) 受験に際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号 03(3486)7521(平日午前9時30分から午後5時) 試験案内専用電話番号 03(3486)7559(音声案内) ホームページhttps://www.sssc.or.jp/

精神保健福祉士試験委員の公告

第26回精神保健福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和5年8月4日

厚生労働大臣 加藤 勝信

試験委員長 田中 英樹

副委員長

伊東 秀幸 倉知 延章 佐野 英孝  
潮谷 有二 竹島 正 中村 和彦

委員

相川 章子 石川 鎮清 石田 賢哉  
稲富 宏之 大熊 るり 大塚 俊弘  
岡崎 幸友 鬼塚 香 片岡 靖子  
勝又陽太郎 加藤 雅江 金子 充  
錦木奈津子 川村 岳人 菊地 英明  
衣笠 葉子 久我 弘典 栗田 紀子  
齊藤 晋治 窄山 太 佐藤 博  
鹿内佐和子 清水 恵介 清水 正美  
鈴木 孝典 鈴木 忠義 鈴木 敏彦  
須藤 昌寛 清山 玲 高木 健志  
高島 恭子 高野八千代 高橋 有記  
田口 寿子 竹中麻由美 樽井 康彦  
茶屋道拓哉 藤間 公太 富永 忠祐  
内藤佳津雄 中島 修 永田 祐  
中村 卓治 名城 健二 賛川 信幸  
西村 淳 林 健太郎 平野 寛弥  
福島喜代子 福島 豪 眞榮城和美  
松浦 智和 村山浩一郎 森谷 康文  
山本 由紀 行實志都子 吉田 光爾  
吉益 晴夫 米村 千代 渡辺久里子

第38回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法(昭和22年法律第245号)第5条の2の規定に基づき、第38回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

令和5年8月4日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 試験地 北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県
- 2 試験期日 令和6年3月3日(日曜日)
- 3 試験科目 管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論